

○国土交通省告示第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）附則第六条第一項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する金融機関を次のように指定し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 一 銀行
- 二 信用金庫及び信用金庫連合会
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行